

令和7年度
第1回 多摩第四地区薬剤師研修会
社会保険講習

八王子薬剤師会 岡田寛征



令和7年度
保険調剤の理解のために



大阪・関西万博公式キャラクター ミヤクミヤク
©Expo 2025

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 指導・監査等について
- 2. 保険調剤の仕組み**
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

わが国の保険医療制度の特徴

国民皆保険制度

すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

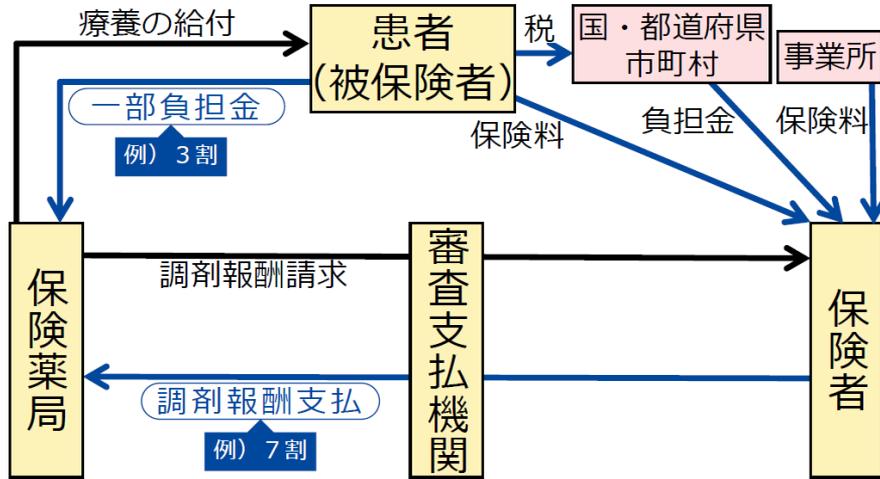
現物給付制度

医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

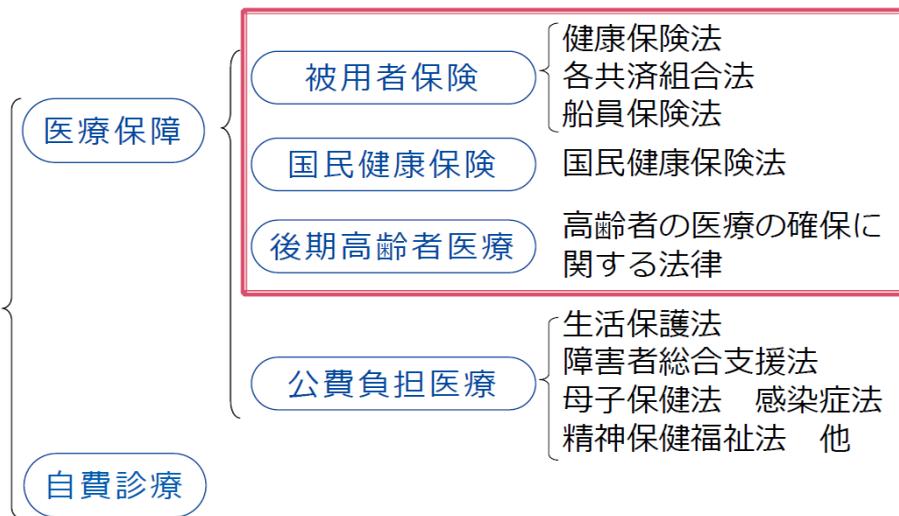
フリーアクセス

自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

療養の給付・費用の負担の流れ



我が国の医療保険制度



健康保険法（第1条、第2条）

目的（第1条）

（前略） 疾病、負傷（中略） に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

基本的理念（第2条）

健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ（中略） 医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

18

保険調剤として調剤報酬が支払われるには

- ✓保険薬剤師が
- ✓保険薬局において
- ✓健康保険法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医療法等の各種関係法令の規定を遵守し
- ✓『[保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則](#)』の規定を遵守し
- ✓薬学的に妥当適切な調剤を行い
- ✓保険薬局が調剤報酬点数表に定められたとおりに請求を行っている。

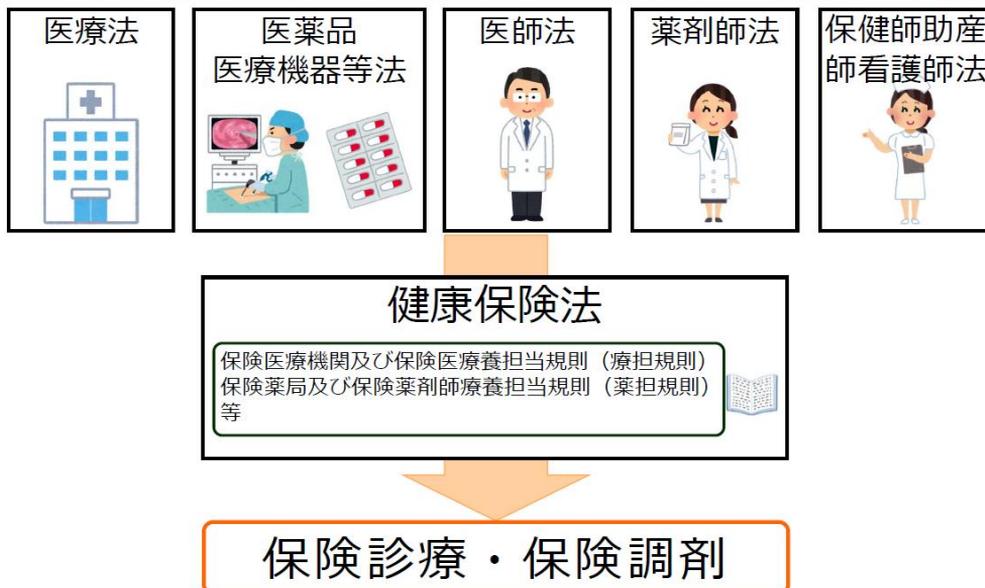
これらは、個別指導を行う際のポイントである。

保険調剤は公法上の契約による契約調剤

- 保険調剤は、健康保険法等の医療保険各法に基づく、保険者と保険薬局との間の公法上の契約による契約調剤である。
- 保険薬局の指定や保険薬剤師の登録は、健康保険法等で規定されている保険調剤のルール（契約の内容）を熟知していることが前提となっている。

20

保険診療・保険調剤に係わる各法令



21

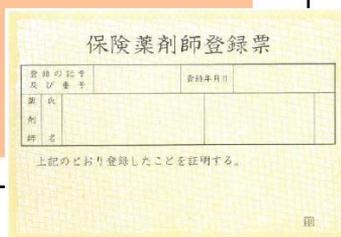
薬剤師と保険薬剤師

薬剤師

薬剤師法で規定される、調剤を行うことができる資格
(薬剤師法第19条)

保険薬剤師

健康保険法等で規定される、
保険調剤を行える薬剤師
(健康保険法第64条)



保険薬剤師

保険薬剤師	保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師 → 保険薬剤師でなければならない。 (健康保険法第64条)
保険薬剤師の登録	薬剤師の申請に基づき厚生労働大臣が登録 → 自らの意思で保険薬剤師となる。 (同法第71条)
保険薬剤師の責務	厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の調剤に当たらなければならない。 → 保険薬剤師は保険上のルールを守る必要がある。 (同法第72条)
厚生労働大臣の指導	保険薬剤師は、健康保険の調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。 → 厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。 (同法第73条)

薬局と保険薬局

薬局

医薬品医療機器等法で規定される。
(医薬品医療機器等法第2条)

保険薬局

健康保険法等で規定される、
保険調剤を実施できる薬局
(健康保険法第63条)

保険薬局

保険薬局の指定	<ul style="list-style-type: none"> 薬局の開設者の申請により厚生労働大臣が指定する。 (健康保険法第65条)
保険薬局の責務	<ul style="list-style-type: none"> 『厚生労働省令』で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。 (同法第70条)
療養の給付に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> 療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。 (同法第76条)

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
- 3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について**
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

医療法（第1条の2第1項）

医療の基本理念（第1条の2第1項）

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の**医療の担い手**と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

薬剤師を医療の担い手として位置付け

医療法（第1条の4）

医師等の責務（第1条の4第1項）

医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、**良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。**

医師等の責務（第1条の4第2項）

医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、**適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。**

薬剤師法（第19条）

調剤（第19条）

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方箋により自ら調剤するとき（中略）は、この限りでない。

- 一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合
- 二 医師法（昭和23年法律第201号）第22条 各号の場合又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第21条 各号の場合

罰則 第29条

第19条の規定に違反した者（医師、歯科医師及び獣医師を除く。）は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

なお、平成31年4月2日付薬生総発0402第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「調剤業務のあり方について」において、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方が整理されている。

薬剤師法（第21条、第23条）

調剤の求めに応ずる義務（第21条）

調剤に従事する**薬剤師**は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを**拒んではならない**。

処方せんによる調剤（第23条）

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 **薬剤師**は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを**変更して調剤してはならない**。

薬剤師法（第24条）

処方せん中の疑義（第24条）

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、**その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない**。

薬剤師法（第25条の2）

情報の提供及び指導（第25条の2）

薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行うことを義務化

薬剤師法（第27条、第28条第1項・第3項）

処方せんの保存（第27条）

薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなった処方せんを、調剤済みとなった日から3年間、保存しなければならない。

調剤録（第28条第1項/第3項）

薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

薬局開設者は、第1項の調剤録を、最終の記入の日から3年間、保存しなければならない。

薬剤師法（第28条第2項）

調剤録（第28条第2項）

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令※で定める事項を記入しなければならない。

※ 薬剤師法施行規則

第16条 法第28条第2項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなった場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。

- 一 患者の氏名及び年令
- 二 薬名及び分量
- 三 調剤並びに情報の提供及び指導を行った年月日
- 四 調剤量
- 五 調剤並びに情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名
- 六 情報の提供及び指導の内容の要点
- 七 ～ 十 （略）

調剤済みとなった処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）において、必要事項が記載されていれば当該規定を満たす（注）。

注：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に当たっての留意事項について（薬局・薬剤師関係）」（令和2年8月31日付薬生総発0831第6号）参照。また、保険調剤録については、「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」（令和2年11月10日付け保医発1110第1号）参照。

保険薬局の調剤録の取扱い

調剤録の取扱い

保険薬局において作成する保険調剤録は、次に該当する事項を記入すること。

なお、この調剤録は、調剤済となった処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）に調剤録と同様の事項を記入したものををもって代えることができること。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 患者の被保険者証記号番号、保険者名、生年月日及び被保険者被扶養者の別
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方箋に記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤及び当該調剤等についての請求項目請求点数及び患者負担金額

（令和2年11月10日付け保医発1110第1号厚生労働省保険局医療課長通知「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」）

医薬品医療機器等法（第1条の5第2項、第3項）

医薬関係者の責務（第1条の5第2項）

薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する**薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。**

医薬関係者の責務（第1条の5第3項）

薬局開設者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の概要

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応



医薬品医療機器等法（第6条）

地域連携薬局（第6条の2）

薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

専門医療機関連携薬局（第6条の3）

薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。

医薬品医療機器等法（第7条第4項、第8条第2項）

薬局の管理（第7条第4項）

薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

管理者の義務（第8条第2項）

薬局の管理者は、保険衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、薬局開設者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

医薬品医療機器等法（第9条第2項）

薬局開設者の遵守事項（第9条第2項）

薬局開設者は、第7条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第8条第二項の規定により述べられた**薬局の管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存しなければならない。**

医薬品医療機器等法（第9条の2）

薬局開設者の法令遵守体制（第9条の2）

薬局開設者は、薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 薬局の管理に関する業務について、薬局の管理者が有する権限を明らかにすること。
- 二 薬局の管理に関する業務その他薬局開設者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該薬局開設者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務の監督に係る体制その他の薬局開設者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
- 三 (略)

2 **薬局開設者は**、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

医薬品医療機器等法（第9条の4第1項）

オンライン服薬指導（第9条の4第1項）

薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

オンライン服薬指導の実施要領が、令和4年3月31日薬生発0331第17号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知（改正；令和4年9月30日薬生発0930第1号）により定められている。

医薬品医療機器等法（第9条の4第5項、第6項）

調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等（第9条の4第5項/6項）

- 5 第一項又は前項に定める場合のほか、**薬局開設者は**、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する**薬剤師に**、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ確に把握させるとともに、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 6 **薬局開設者は**、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する**薬剤師に**第1項又は第2項に規定する情報の提供及び指導を行わせたときは、厚生労働省令で定めるところにより、**当該薬剤師にその内容を記録させなければならない。**

4

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
- 4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について**
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則とは

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則） （厚生労働省令）

保険薬局や保険薬剤師が保険調剤を行う上で守らなければならない基本的な規則

- 第1条から第7条の2
 - 保険薬局**に係る内容
 - 療養の給付の担当範囲、担当方針、適正な手続きの確保 等
- 第8条から第10条の2
 - 保険薬剤師**に係る内容
 - 調剤の一般的方針、調剤録の記載、適正な費用の請求の確保 等

薬担規則（第2条、第2条の2）

療養の給付の担当方針（第2条）

保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

適正な手続きの確保（第2条の2）

保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長に対する申請、届出等に係る手続き及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続きを適正に行わなければならない。

調剤報酬の請求に当たっては、審査支払機関への提出前に、保険薬剤師が処方箋、調剤録、薬剤服用歴の記録、調剤報酬明細書の突合を行い、「摘要」欄も含め調剤報酬明細書の記載事項に誤りや不備がないか確認することが重要

調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項については、令和6年3月27日保医発0327第5号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」等をご確認ください。



薬担規則（第2条の3）

健康保険事業の健全な運営の確保（第2条の3）

保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
- 二 **保険医療機関又は保険医**に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**金品その他の財産上の利益を供与すること。**

薬担規則（第2条の3の2）

経済上の利益の提供による誘引の禁止

第2条の3の2 **保険薬局は、患者に対して、**第4条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が**自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。**

2 **保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、**患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が**自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。**

薬担規則（第2条の4）

掲示

第2条の4 **保険薬局は、**その薬局内の見やすい場所に、（中略）別に厚生労働大臣が定める事項[※]を掲示しなければならない。

※療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第13参照。

2 **保険薬局は、原則として、**前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。〔第2項は、令和7年5月31日までの間、経過措置が設けられている。〕

薬担規則（第3条）

処方箋の確認等

第3条 **保険薬局**は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する**処方箋が保険医等が交付した処方箋であること及び次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認**しなければならない。（略）

- 一 保険医等が交付した処方箋
- 二 電子資格確認
- 三 患者の提出する被保険者証
- 四 （略）

2、3 （略）

4 **保険薬局**は、（略）患者が**電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があること**の確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

薬担規則（第4条の2）

領収証等の交付（第4条の2）

第4条の2 **保険薬局**は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、**個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付**しなければならない。

- 2 厚生労働大臣の定める**保険薬局**は、前項に規定する領収証を交付するとき、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した**明細書を交付**しなければならない。
- 3 前項に規定する**明細書の交付は、無償で行わなければならない。**

調剤録について

- 調剤録は、調剤報酬請求の根拠である。
- **保険薬局は**、調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と区別して整備しなければならない。
(薬担規則第5条)
- **保険薬局は**、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から3年間保存しなければならない。
(薬担規則第6条)
- **保険薬剤師は**、患者の調剤を行った場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない。
(薬担規則第10条)

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局)における主な指摘事項

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

- (1) 特定の医療機関の従業員が持参した当該医療機関の患者に係る処方箋を受け付け、当該医療機関の従業員に薬剤の交付を行っている。
- (2) 不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている。
 - 例：処方箋の使用期間を超過している。
 - 保険医の押印がない（記名のみである）。
 - 「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がない。
- (3) 処方内容の変更について、薬剤の変更を、処方医に確認することなく行っている。
- (4) 「処方」欄の記載に不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている。
 - 例：用法の記載がない。
 - 用法の記載が不適切である。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

2 調剤録の取扱い

調剤録の次の事項の記載が誤っている。

例：請求点数、患者負担金額

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

3 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録等に記載していないものを含む。）。

例：医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法・用量で処方されているもの

過量投与が疑われるもの

倍量処方が疑われるもの

相互作用（併用禁忌又は併用注意）が疑われるもの

重複投薬が疑われるもの

薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

投薬期間に上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて処方されているもの

漫然と長期にわたり処方されているもの

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

4 調剤

- (1) 処方医が後発医薬品への変更を認めている場合に、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行っていない。
- (2) 一般名処方に係る処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。
- (3) 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

5 リフィル処方箋の取扱い

リフィル処方箋による1回目の調剤を行う場合に、次回調剤予定日をリフィル処方箋の所定の欄に記載していない。

6 調剤済処方箋の取扱い

調剤済年月日、保険薬剤師の署名、保険薬剤師の記名、保険薬剤師の押印、保険薬局の所在地、保険薬局の名称の記載が不明瞭である。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

II 調剤技術料に関する事項

1 地域支援体制加算

地域医療への貢献に係る実績を満たしていない。

2 自家製剤加算

- (1) 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている場合に算定している。
- (2) 調剤録等に製剤工程を記載していない。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

III 薬学管理料に関する事項

1 レセプトコンピュータの初期設定等

- (1) レセプトコンピュータの初期設定が、服薬管理指導料を算定するようになっており、誤った算定となるおそれがある。
- (2) 服薬指導等を行う前に、事務員によりレセプトコンピュータへ服薬管理指導料を算定するよう入力されており、誤った算定となるおそれがある。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

2 薬剤服用歴等

(1) 次の事項の記載がない。

例：患者の基礎情報

患者情報

- ・患者の体質（アレルギー歴・副作用歴）
- ・薬学的管理に必要な患者の生活像
- ・疾患に関する情報
- ・併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
- ・服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- ・服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

指導した保険薬剤師の氏名

(2) 薬剤服用歴等への記載が指導後速やかに完了していない。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

2-1 薬剤服用歴等（電磁的記録の場合）の保存等

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠していない。

(1) 定期的に職員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行っていない。

(2) パスワード（8文字以上13文字未満の場合）の要件として、英数字・記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更させるものとなっていない。

(3) 異動・退職した職員のIDの管理が適切に行われていない。

3 重複投薬・相互作用等防止加算

「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

4 調剤管理加算

薬学的分析の要点について、薬剤服用歴等に記載がない。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局)における主な指摘事項

5 服薬管理指導料

- (1) 区分を誤って算定している。
- (2) 患者に対して実施した指導等の要点について薬剤服用歴等に記載がない。

5-1 薬剤の服用に関する基本的な説明

薬剤情報提供文書について、

- (1) 次の事項の記載がない。

例：用法

副作用

調剤した薬剤に対する後発医薬品に関する情報

- (2) 効能・効果等に関する記載について、調剤した薬剤と関係のない事項を記載している。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局)における主な指摘事項

5-2 患者への薬剤の服用等に関する必要な指導

(1) 患者の体質、併用薬等の状況、服薬状況等について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない。

- (2) 手帳に次の事項が記載されていない。

- ・患者のアレルギー歴、副作用歴
- ・患者の主な既往歴

- (3) 残薬が確認された場合に、その理由を把握していない

6 麻薬管理指導加算

- (1) 調剤後、継続的な電話等による麻薬の残薬の状況の確認が行われていない。
- (2) 薬剤服用歴等に指導の要点の記載がない

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局)における主な指摘事項

7 特定薬剤管理指導加算1

- (1) 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- (2) 薬剤服用歴等に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- (3) 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴等に記載していない。

8 乳幼児服薬指導加算

乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した体重等を薬剤服用歴等に記載していない。

9 かかりつけ薬剤師指導料

- (1) 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴等に記載していない。
- (2) 当該薬局に複数回来局していない患者から同意を得ている。
- (3) 患者の同意を得た回に算定している。
- (4) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について
患者が服用している一般用医薬品及び健康食品を薬剤服用歴等に記載していない。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局)における主な指摘事項

10-1 外来服薬支援料1

薬剤服用歴等に服薬支援の内容及び理由の記載がない。

10-2 外来服薬支援料2

薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨を薬剤服用歴等に記載していない。

11 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- (1) 医師の指示に基づくものでない患者に対して算定している。
- (2) 薬剤服用歴等に、訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容の記載がない。

12 服薬情報等提供料

- (1) 保険医療機関に情報提供した文書の写しを薬剤服用歴等に添付していない。
- (2) 服薬情報等提供料「2のイ」について、保険医療機関に情報提供した文書に当該患者に対する服薬指導の要点の記載がない。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

IV 事務的事項

1 届出事項

届出事項の変更が速やかに行われていない。

2 掲示事項

(1) 地方厚生(支)局長に届け出た事項に関する掲示がない。

(2-1) 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

(2-2) 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、会計窓口で明細書の交付を希望しない場合の記載がなく、患者の意向が確認できない。

(3) 後発医薬品調剤体制加算

後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示していない。

令和6年度 特定共同指導・共同指導 (薬局) における主な指摘事項

V 調剤報酬明細書の記載

(1) 麻薬小売業の免許番号につき、期限切れのものを記載している。

(2) 外来服薬支援料2

一包化を行った剤の「加算料」欄に名称(支B)を記載していない。

調剤報酬請求における留意点

- ◆ 保険薬剤師と保険薬局は診療報酬のルールをよく理解し、独自の解釈に基づいて請求しない。
- ◆ 分からない場合は調剤報酬点数表を確認する。
それでも分からなければ地方厚生(支)局に問い合わせる。
- ◆ 地方厚生(支)局が実施する説明会や指導に出席する。



診療報酬改定は原則、2年に1回実施されます。
算定ルールの新設・変更について、
2年に1回知識のリニューアルが必要です。